

東京大学物性研究所図書室利用規則

平成15年9月25日
所員会 制定
平成23年5月19日改正
平成25年9月19日改正

(目的)

第1条 この規則は、東京大学物性研究所図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 図書室の利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本所の職員である者
- (2) 本所の客員所員、外来研究員、大学院学生、研究生、各種研究員等
- (3) 本学の教職員、学生、研究生、各種研究員等
- (4) 図書室所蔵資料の利用を希望する者

2 利用者は、本室職員の指示に従い、室内の安全と秩序の維持に協力しなければならない。

(利用の制限)

第3条 図書委員長は、本所の研究及び教育に支障をきたすおそれがある場合は、図書室の利用を制限することができる。

- 2 図書委員長は、この規則に違反し、または図書室職員の指示に従わない利用者に対して、退室を命じ、または図書室の利用を停止することができる。
- 3 図書委員長は、附属図書館長が利用停止を求めた利用者に対して、図書室の利用を停止することができる。

(開室)

第4条 図書室の開室および閉室はつきのとおりとする。

- (1) 開室 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時
ただし、図書委員会が必要と認めた場合は、変更することができる。
- (2) 閉室 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、
その他、図書室が必要と認めた場合には臨時に閉室することがある。

2 開室時間外の利用については別に定める。

(閲覧)

第5条 利用者は、図書室の資料を所定の場所で閲覧することができる。資料の利用は所定の手続きによる。

(閲覧の制限)

第6条 次に掲げる場合においては、資料の閲覧を制限することがある。

- (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「法」という。）第五条第一号、第二号及び第四号イに掲げる情報（個人情報に関わる部分）が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分。
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法第五条第二号に規定する法人などから寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間。
- (3) 資料の原本を利用されることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は資料が現に使用されている場合。

(貸出)

第7条 第2条の第1号から第3号の利用者は、資料の貸出を受けることができる。

- 2 貸出の期間、冊数は別に定める。
- 3 次に掲げる資料は貸出を行わない。
 - (1) 参考図書
 - (2) 逐次刊行物
 - (3) その他特に指定した資料
- 4 図書委員長は、特に必要と認めた場合は、貸出中の資料の返却を求めることができる。

(複写)

第8条 利用者は、著作権法の許す範囲で資料を複写することができる。ただし、次に掲げる資料は複写することができない。

- (1) 破損のおそれのある資料
- (2) その他特に指定した資料

(参考調査)

第9条 利用者は、研究、教育または学習上必要があるときは、参考となる情報の提供または関係資料の調査について、図書室に依頼することができる。

(相互利用)

第10条 第2条の第1号から第2号の利用者は、研究、教育または学習上必要があるときは、他の図書館等が所蔵する資料の利用について、図書室に依頼することができる。

- 2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担するものとする。
- 3 図書室は、他の図書館等から、図書室の資料の貸出または複写の申込みがあった場合は、図書室の運用に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第11条 図書委員長は、図書室の資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第五項第三号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条第一号及び第二号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(賠償責任)

第12条 利用者は、利用中の資料または図書室の設備・備品等を亡失または損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 利用者の利用に供するため、図書室に資料の目録および利用規則を備え付けるものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成23年5月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は平成25年10月1日から施行する。